

令和元年（ワ）第16146号 損害賠償請求事件

原告 （閲覧制限）

被告 学校法人順天堂

準備書面（2）

令和2年3月4日

東京地方裁判所民事第37部合A係 御中

被告訴訟代理人弁護士	岡	田	暢	雄
	同	岡	田	尚
	同	大	辻	大
				佑



第1 原告番号5及び6について

1 被侵害利益について

（1）原告の主張について

原告は、女性受験者の合否判定基準を男性よりも高く、厳しく設定するという不利益取扱いは、「公正、公平」であるべき入学試験の根幹を揺るがす極めて重大な不正であり、入学試験のまさに「本質的要素」である「選抜の公正・公平」を著しく損なう行為である、とし、このような不利益取扱いが許されないことは、下記条約、法令等に照らしても明らかであると主張する。

- ・女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 第2条e及びf、第10条a及びb
- ・日本国憲法13条、14条、26条
- ・教育基本法4条
- ・学校教育法3条
- ・大学設置基準2条の2

(2) 被告の主張

① 「選抜の公正・公平」の基準は法令等で明確に定められていないこと

原告は、「選抜の公正・公平」が著しく損なわれていると主張するが、学校教育法3条に基づく「大学設置基準」第2条の2では「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。」と規定されており、文科省高等教育局長通知としての「大学入学者選抜実施要項(以下「実施要項」)においても、例えば平成30年については「各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受け入れに配慮する。」とされている。

しかしながら、これらの内容を見る限り、「公正かつ妥当な方法」という表現は用いられているものの、具体的にどのような選抜方法が「公正かつ妥当な方法」という基準について一義的に定められている訳ではなく、その具体的内容は明確ではない。

これに関しては、令和元年5月31日付で大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議が公表した「大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について(最終報告)」「1 はじめに」において、「緊急調査の過程においては、大学設置基準や通知等において、『入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により行うもの』とされているものの、『大学入学者選抜の公正性』についての基準がこれまで具体的には示されてこなかったのではないかとの指摘があったことも踏まえ、『最終まとめ』において、今回の不適切事案を踏まえた文部科学省としての考え方が示されたところである。」とされていることから明らかである。

このように、従前、「公正かつ妥当な方法」の基準について具体的に示されてきていないことは明らかな事実であり、学校教育法や大学設置基準に基づき、受験生に具体的な権利・利益が生じていると考えることはできない。

また、原告が主張する女性差別撤廃条約や憲法26条に基づく教育を受ける

権利及び憲法14条に基づく平等原則に関する主張は、私人である被告順天堂における入学者選抜実施に対する関係で直接適用されるものでないことも明白である。

- ② このように、「公正かつ妥当な方法」は一義的ではなく、法令や通知等においても入学試験における「公正かつ妥当な方法」についての具体的な内容が明確に示されてきていないことから、原告が指摘する法令等に基づき、具体的権利・利益（被侵害権利・利益）として、被告が入学試験において「公平かつ妥当な方法」による入学者選抜を受ける権利（利益）を有すると解することはできない。

第2 原告番号5及び6を除く原告について

1 慰謝料について

原告らは、そもそも性差のない合否判定基準によっても不合格となっていた者についても慰謝料を請求する旨主張するが、既に被告準備書面（1）においても主張のとおり、これらの者との関係では、慰謝料と因果関係の認められる被告の不法行為は存在しない。

なお、原告は、被告が「アドミッションポリシー」（入学者受入方針）において、あたかも公正、公平な選抜を実施するかのよう装っていた、などと主張する。しかし、被告は、アドミッションポリシー（甲4号証5頁及び同6頁）のなかで、何ら虚偽の事実を述べているものではなく、また、そもそも前述のとおり、「公正、公平な選抜」という概念は一義的ではないことから、「公正、公平な選抜を実施するかのよう装っていた」との原告の主張は失当である。

さらには、原告は、被告は「被告が適切な是正措置を講じない」ことによって、原告のみならず平成29年度より前の全ての女性受験生は精神的ショックを受けた、とも述べるが、性差のない合否判定基準によっても不合格となっていた者に対し、被告として何らかの措置を講ずべき法的義務が存在するとは考え難い。

このように、本件においては、そもそも性差のない合否判定基準によっても不合格となっていた者に対する不法行為は存在せず、慰謝料の問題も生じないことは明らかである。

2 入学検定料，交通費について

原告は、被告による受験者の募集自体が不法行為にあたり、被告は、原告らに対し「公正、公平な入学試験が実施される」と誤信させて受験させ、もって入学検定料、交通費相当額の損害を与えた、と主張する。

しかし、前述のとおり、被告は、アドミッションポリシーなどにおいて虚偽の事実などを述べておらず、アドミッションポリシーの記載などからも、受験生に対して何らかの誤信を与えるような行為は存在しない。よって、募集における不法行為が存在したとして、これに基づく入学検定料、交通費を損害とする主張も失当であると言わざるを得ない。

以上